

## 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付要綱

23水漁第1450号  
平成23年11月21日  
農林水産事務次官依命通知  
改正 23水漁第2168号  
平成24年4月6日  
24水漁第2028号  
平成25年5月16日  
28水漁第1579号  
平成29年3月31日  
2水漁第1266号  
令和3年3月26日

### (通則)

第1 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1456号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 補助金は、被害を受けた漁業者のグループ等による省エネルギー性能（以下「省エネ」という。）に優れた漁業用機器設備の導入を推進することにより、東日本大震災の被災地の漁業を単なる復旧にとどまらない省エネに優れた高収益・環境対応型漁業へ転換させるとともに、迅速かつ効率的な漁業の再建を図ることを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が行う漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。  
2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

### (申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。  
2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を

いう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に対しその旨を通知するものとする。

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第9 補助事業者は、第6第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

- 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
  - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越し承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、その翌月末日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
  - 2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を水産庁長官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づき、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

  - 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
  - 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
  - 3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 4 第4第2項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の

消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令があった場合には、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

- 第16 大臣は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (額の再確定)

- 第17 補助事業者は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情が生じた場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。
- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
  - 3 第16第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

#### (交付決定の取消し等)

- 第18 大臣は、第10第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適當な行為をした場合
  - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントで計算した年利加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3

項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第19 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(残存物件の処理)

- 第20 補助事業者は、補助事業等が完了し、又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第21 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間は整備保管しなければならない。
- 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第22 補助事業者は、本要綱の規定に基づく申請等については、各当該規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、申請サービスを使用する方法により申請等を行う場合において、本要綱に基づき添付すべきとされているものについて、一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 補助事業者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本要綱に規定する様式にかかわらず、申請サービスにより提供する様式を用いることができる。
- 3 大臣は、第1項の規定により申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、申請サービスを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第2項の規定により申請サービスを使用する方法により申請等を行う場合は、申請サービスのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第23 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第10から第15及び第17から第21の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格

50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認をけたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を補助事業者に納付させることがあること。
- (4) 取得財産等のうち第2号に定めるものについて、第2号に定める期間中、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。
- 2 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に先立ち、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に際し付す条件の内容について大臣に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣の承認を受けたものとする。
- 5 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

#### 附 則 （平成29年3月31日付け28水漁第1579号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき行うこととされている平成28年度以前の予算に係る補助事業については、なお従前の例による。

#### 附 則 （令和3年3月26日付け2水漁第1266号）

- 1 この通知は、令和3年3月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき行うこととされている令和2年度以前の予算に係る補助事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」

という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の書式様式によるものとみなす。

- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第3及び第11関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
漁業経営体質強化機器設備導入支援事業	<p>1. 導入推進事業費</p> <p>①事務局運営費 事務局運営事業及び省エネ機器設備導入支援事業を実施するために必要な事務局員賃金・旅費、通信運搬費、消耗品費その他管理運営に要する経費</p> <p>②省エネ機器設備性能評価費 省エネ機器設備性能評価事業を実施するために必要な調査員賃金・旅費、省エネ機器性能評価委員会開催費・印刷費等に要する経費</p> <p>2. 省エネ機器設備導入支援費 省エネ機器設備導入支援事業を実施するために必要な漁業者グループが省エネルギー性能に優れた漁業用機器設備を導入するための経費を助成するために要する経費</p>	定 額	経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における30%を越える流用	

別記様式第1号（第4関係）

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金  
交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第4第1項の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

（単位：円）

区 分	補 助 金	備 考
漁業経営体質強化機器設備導入支援事業		

記

第1 事業の目的

第2 事業の内容及び計画

1 導入推進事業

(1) 事務局運営計画

実施項目	実施予定時期	実施予定内容	備考

(2) 省エネ機器設備性能評価計画

実施項目	実施予定時期	実施予定内容	備考

2 省エネ機器設備導入支援事業  
省エネ機器設備導入支援計画

実施予定グループ数	実施予定時期	導入内容	備考

第3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
漁業経営体質強化機器設備 導入支援事業  1. 導入推進事業 2. 省エネ機器設備導入 支援事業				

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第4 事業完了予定年月日

第5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備 考
国庫補助金				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備 考
漁業経営体質強化 機器設備導入支援 事業 1. 導入推進事業 2. 省エネ機器設備 導入支援事業				
計				

(注) 1 備考欄には、交付申請の場合は積算の基礎を、実績の場合は支出の内訳を記載すること。  
2 必要に応じて資料を添付すること。

第6 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業の添付書類  
補助事業者における事業実施規定又は助成要領

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異義は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な機関を経過した場合は、この限りではない。

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金  
変更等承認申請書

番 号  
年月日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第10第1項の規定に基づき申請する。

記

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

（注3）補助金の額が増額する場合は、件名の「 年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金変更等承認申請書」を「 年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付要綱第10第1項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金円を追加交付されたく申請する。」とすること。

別記様式第4号（第12 関係）

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金  
（漁業経営体質強化機器設備導入支援事業）遅延届出書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第12 の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日まで に完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金  
事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第13の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		年12月31日までに完了したもの		年1月1日以降に完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
漁業経営体質強化機器設備導入支援事業 1. 導入推進事業 2. 省エネ機器設備導入支援事業	円	円	%	円		

(注)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第14関係）

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金  
 （漁業経営体質強化機器設備導入支援事業）概算払請求書

番 号  
 年 月 日

農林水産大臣 殿

水産庁長官 殿

所在地  
 団体名  
 代表者氏名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第14の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注2）

記

区分	総事業費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告 ○月○日現在の出来高	今回請求額(C)		残額(A) - ((B) + (C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	現在の予定出来高	金額	○月○日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「第3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

2 下線部は、第13第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金  
実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(官署支出官 水産庁長官)

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第15第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金 円の交付を請求する。)

記

第1 事業の目的

第2 事業の内容及び実績

1 導入推進事業

(1) 事務局運営実績

実施項目	実施時期	実施結果	備考

(2) 省エネ機器設備性能評価実績

実施項目	実施時期	実施結果	備考

2 省エネ機器設備導入支援事業

省エネ機器設備導入支援実績

実施グループ数	実施時期	導入結果	備考

第3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要した経費	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
漁業経営体質強化機器設備 導入支援事業  1. 導入推進事業 2. 省エネ機器設備導入 支援事業				

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額が無い場合には「該当無し」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

第4 事業の完了年月日

第5 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備 考
国庫補助金				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備 考
漁業経営体質強化 機器設備導入支援 事業 1. 導入推進事業 2. 省エネ機器設備 導入支援事業				
計				

(注) 1 備考欄には支出の内訳を記載すること。

2 必要に応じて資料を添付すること。

第6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 添付書類として、以下を添付するものとする。
- (1) 各事業費の根拠となる内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれか
  - (2) 漁業者グループごとの省エネ型漁業用機器設備の導入分野及び導入数等を記載した一覧表
- 3 なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。  
また、このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更がある場合についても添付すること。
- 4 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金  
 （漁業経営体質強化機器設備導入支援事業）年度終了実績報告書

番 号  
 年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
 団体名  
 代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第15第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費(A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 ○○○○ ○○○○	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 ○○○○							
合 計							

(注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌

年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受け入れ済みだが特段の事情により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)

- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧書で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第9号（第15第4項関係）

年度 漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金の  
消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった漁業経営体質強化導入支援事業補助金について、漁業経営体質強化機器設備導入支援事業補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水漁第1450号農林水産事務次官依命通知）第15第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                          | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税<br>仕入控除税額              | 金 | 円 |
| 4 補助金等返還相当額（3－2）                                 | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第10号（第23第1項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

事業実施年度		〇〇年度		漁業経営体質強化機器設備導入 支援事業						
取得財産の内容			負担区分			処分制限期間		処分状況		摘要
財産名	取得年月日	取得金額	国 庫	事業実施 主体	その他	耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内容	
		円	円	円	円					
合計										

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる。